



18高教政第598号
平成19年3月28日

各市町村（学校組合）立学校長 様

教 育 長

機構改革にかかる組織名称変更に伴う通知の改正等について（通知）

平成19年4月1日の機構改革により、現教育政策課が行っている事務局管理等の業務が総務福利課に移管されます。

つきましては、現在運用していただいている通知等の文書中、課名が明記されているものについては、変更して読み替えていただく必要があります。軽微な変更ですので、新しく改正後の通知等を出すことはいたしません。変更が必要なものについては別表1～2のとおりですので、通知内容を事務局職員に周知のうえ、今後においても事務処理に遺漏のないようにしてください。

また、別表に掲載していないもので、知事部局の通知を準用し、総務課及び教育政策課に読み替える旨の通知を出しているものについても同様に、総務福利課に読み替えてください。

別表1 教育政策課及び教育政策課長をそれぞれ総務福利課及び総務福利課長に改正するもの

	文書番号	文書日付	発信者	文書名
1	18 事務連絡	H18.12.1	教育政策課長	旅費制度についての整理事項 Ⅲ
2	18 高教職 第 1370 号	H18.3.29	教育長	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取り扱いについて

別表2 行政管理課を総務福利課に読み替えるもの

	文書番号	文書日付	発信者	文書名
1	18 高教政 第 3 号	H18.4.6	教育政策課長	旅費制度の改正に伴う事務の取扱いについて「旅費制度Q&A (Ver1)」